

みやぎ蔵王七ヶ宿スキー場等指定管理者募集要項

1 施設の概要

施設の名称	みやぎ蔵王七ヶ宿スキー場、オートキャンプ場及びコテージ (以下「スキー場等」という。)
施設の所在地	刈田郡七ヶ宿町字俣の上129
施設の概要	施設の内容：別紙のとおり

2 申込資格

- (1) 指定期間中スキー場等を円滑に管理運営できる法人もしくは団体であって、町内に住所を有していること。ただし、町内に事務所もしくは事業所を有する法人もしくは団体も含む。
- (2) スキー場等を運営するために、必要な資格を有する者を確保できる法人
- (3) 法人又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 指定管理者の指定を管理の委託をみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - カ 国税及び地方税を滞納している者

3 申込期間及び受付時間

- (1) 申込期間
令和元年1月6日（月）から同年1月31日（金）までの平日。
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時まで

4 申込書類

- (1) 申込書（別記第1号様式）
- (2) 申込資格を有していることを証する書類

- ア 法人の登記簿の謄本
 - イ 定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類
 - ウ 申込資格に関する申立書（別記第2号様式）
 - エ 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの。）
又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（別記第2号様式）
- (3) 管理業務の計画書（※「山のあそび館」も含む）（任意様式）
- (4) 管理に係る収支計画書（任意様式）
- (5) 法人の経営状況を説明する書類
- ・前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている法人のみ）
 - ・前事業年度の貸借対照表及び財産目的又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
 - ・現事業年度若しくは翌年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動及び新たにスキー場の管理業務以外の事業を開始する法人のみ）
- (6) 法人の活動内容を等に記載した書類
- ・事業報告書（作成している場合のみ）
 - ・役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

5 選定基準

- (1) 条例の設置目的を尊重し、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の節減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定にして行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

6 管理の基準

スキー場等を利用する者（以下「利用者」という。）の利便及び遊興に供するため、次の管理基準を定めます。

- (1) 業務について
 - ア リフトの運行
 - イ スキー等物品の貸付
 - ウ 飲食物の提供
 - エ 物品の販売
 - オ オートキャンプ場、コテージ及び山のあそび館の運営
 - カ その他、指定管理者が利用者の利便に供するため必要と認めた事業

(2) 営業時間について

夏期営業 毎年 4月28日～10月31日までとします。

冬期営業 毎年12月 1日～ 3月31日までとします。

※ 積雪等の状況により指定管理者が必要と認めるときは、営業時間を早め又は遅延させることができます。

※ 原則的にスキー場の営業期間中は、休業日を設けません。

(3) 営業時間について

スキー場等の営業時間は、午前8時から午後5時までとします。ただし、気象条件やその他の事由により指定管理者が必要と認めるときは、営業時間を短縮又は延長させることができる。

(4) 利用料金について

ア 利用料金制度の採用

スキー場等においては、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用します。

イ 利用料金の額

利用料金の額は、指定管理者が定めて町長の承諾を得て決定します。

(5) 施設管理に伴う人員の確保及び資格について

ア 受付事務の職員等を配置して下さい。

イ スキー場全般を管理する、安全総括管理者の有資格者を配置して下さい。

ウ リフト運行のため、索道技術者の有資格者を配置して下さい。

エ スキーパトロール隊を設置するため、スキーパトロール有資格者を配置して下さい。

オ 施設の管理については、防火管理者の届出を必要とするため、有資格者を配置して下さい。

カ 飲食物の提供を行うため、食品衛生管理者の有資格者を配置して下さい。

キ ゲレンデ整備及び駐車場除雪を行うため、大型特殊免許・車両系建設機械の資格者を配置して下さい。

ク 申込時点でイからキの資格を保有する職員がいない法人は、令和元年度中に資格を取得して下さい。

ケ スキー場等の職員配置については、できるだけ町内からの採用をお願いします。

(6) 年度終了後に事業報告書の提出義務があります。

(7) その他

(1) から (6) 以外については、町長と指定管理者が協議して決定することになります。

7 管理業務

(1) スキー場等を利用する者が安全に利用できるようにするための施設の修繕、設備の点検、清掃、案内、秩序維持管理、入場の制限等、衛生的環境の確保、火災・盗難などの事故、事件の予防等の設置維持及び管理をして下さい。

- (2) スキー場等の利用料金収受を行って下さい。
- (3) 上記業務に付随する業務を行って下さい。
- (4) 施設の使用、管理上の瑕疵によって生じた損害賠償については、指定管理者の責任となります。

8 指定期間

令和2年4月1日からの5年間の予定です。ただし、指定期間を短縮する場合があります。

なお、地方自治法第244条の2第11項の規定により、町長は取消し又は停止を命ずることができます。この場合、指定管理者に損害が生じても賠償はいたしません。

9 添付資料

- (1) 施設の概要

10 その他

- (1) 申込の撤回・申込書類の修正について
申込の撤回・申込書類の修正はできません。（軽微な修正を除く。）また、本町より書類の追加を求める場合があります。
- (2) 申込者からの聴き取り調査について
必要に応じて、申込者から提出書類について聴き取り調査を行います。詳細は後日ご連絡します。
- (3) 費用の負担について
申込に必要な費用は申込者の負担とします。
- (4) 書類の取扱
提出された書類等については返却いたしません。
- (5) 選定結果等の公表について
申込書類及び選定結果については、公表する場合があります。

11 申込書類の提出先

七ヶ宿町役場 ふるさと振興課
〒989-0592 刈田郡七ヶ宿町字関126
電話 0224-37-2177

(別紙)

みやぎ蔵王七ヶ宿スキー場等の概要

◇所在地	峠田岳の北西山麓にある斜面一帯 標高525m～1,068m 事務所：宮城県刈田郡七ヶ宿町字俣の上129番地		
◇区域面積	115ha（国有地84ha、町有地31ha）		
◇コース	俣の上ゲレンデ・・・・・・・・550m 俣の台ゲレンデ・・・・・・・・750m 松の森コース・・・・・・・・650m 杉の森コース・・・・・・・・650m 中央コース・・・・・・・・1,050m 霧氷ヶ峰コース・・・・・・・・900m		
◇リフト	第1ペアリフト	L=506m	標高差 73m
	第2ペアリフトB線	L=579m	標高差 149m
	第3ペアリフト	L=689m	標高差 135m
	第4リフト	L=768m	標高差 318m
◇休憩施設	ベースロッジ	鉄骨造2階一部3階建	1,129㎡ 350席
	総合案内施設	木造2階建	786㎡ 250人収容
	レストハウス	鉄骨造2階建	312㎡ 50席
◇貸スキー	冬用 スキー	300セット	
	スノーボード	30セット	
◇コインロッカー	200台		
◇駐車場	3区画 1,500台収容		
◇ナイター設備	俣の上、俣の台ゲレンデ 12ha		
◇圧雪車両	2台		
◇除雪車両	3台		
◇山のあそび館	木造2階建	331㎡（スキースクール・研修室）	
◇パトロール救護棟	木造平屋建	46㎡	
◇圧雪車格納庫	鉄骨平屋一部2階建	404㎡	
◇除雪車格納庫	鉄骨平屋建	309㎡	
◇監視カメラ	第4リフト（中央コース中間） 1台		
◇その他	防火水槽	40t	消火栓 1基
◇コテージ	木造2階建	7棟	4人用 2棟(71㎡) 6人用 5棟(70㎡)
◇キャンプ場	オートキャンプ	15区画	
	フリーサイト	20区画	
◇炊事棟	木造平屋建	156㎡	
◇トイレ・シャワー棟	木造平屋建	142㎡	